

住基ネットの利用状況

住基法に定められた国の行政機関等、地方公共団体の事務の処理に関し、本人確認情報を提供

- ・ 旅券の発給申請
- ・ 厚生年金・国民年金の裁定請求
- ・ 厚生年金・国民年金の被保険者に係る届出
- ・ 恩給、共済年金の支給
- ・ 司法試験の実施
- ・ 建設業法による技術検定の実施
- ・ 厚生年金・国民年金等の支給(H18.10～)

- 国の行政機関等に対し年間約7000万件の情報提供
 - 地方公共団体において年間約400万件の情報提供
 - ※ 年間約1400万件の現況届等が省略
 - ※ 年間約440万件の住民票の写しの添付が省略 (平成18年度)
- ⇒ 年間約3000万件以上の現況届が省略 (平成19年度見込み)

市町村間のやりとりのオンライン化

厚生年金・国民年金等における被保険者等の住所変更等の届出の省略 (H23.4～目途)

労災障害補償年金の支給事務について利用を検討

(行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた総務省行政評価局の幹旋(H18.10))

- 年間約420万件の転入通知をオンライン化 (平成18年度)

- 被保険者等による住所変更等の届出を原則廃止

- 年間約10万件の住民票の写しの添付が省略(見込み)

※ (財)社会経済生産性本部情報化推進国民会議は、住基ネット活用によるべネフィットは平成17年度でも183億円/年、数年後には917億円/年と試算(H18.5)。

年金記録問題に関する住基ネットの活用

「総務省年金記録問題検証委員会報告書（H19.10.31）」から抜粋

○約 5,000 万件の未統合記録

社会保険庁によれば、基礎年金番号に未統合の約 5,000 万件の年金記録が発生した経緯は、以下のとおりである。

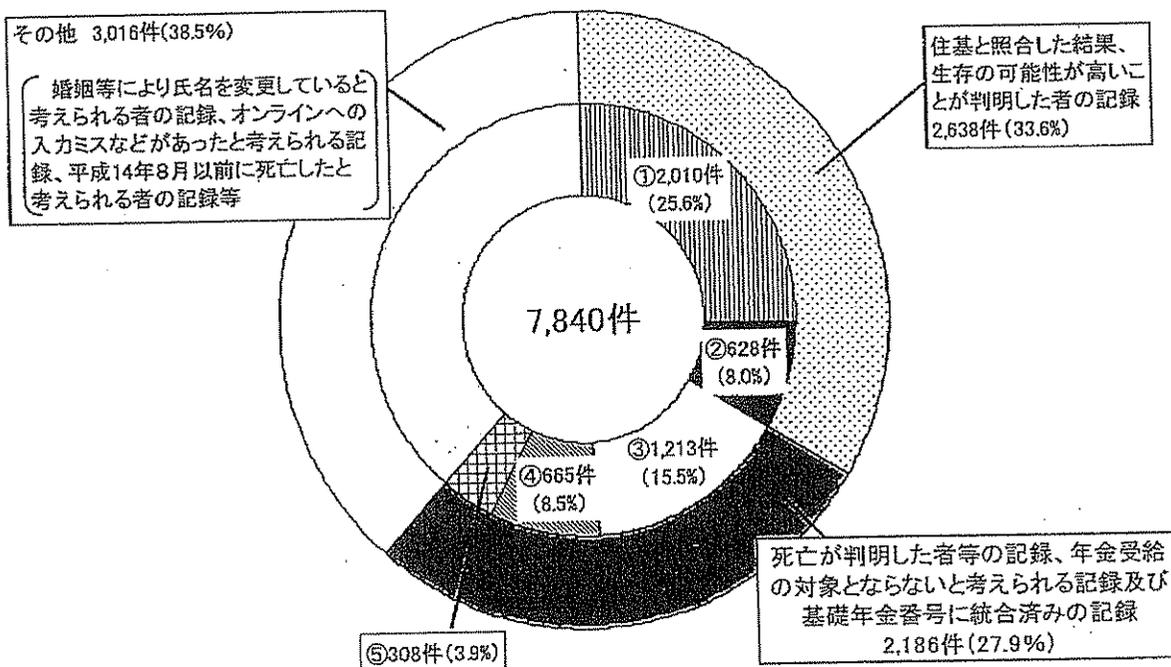
- ① 1人が複数の年金記録を持つ場合があり、平成9年1月の基礎年金番号制度の導入当時、コンピュータで管理されていた年金記録（年金手帳記号番号）の総数は、約3億件であった。
- ② 基礎年金番号の付番は、厚生年金保険、国民年金及び共済年金の各制度の被保険者及び現に年金を受給していた者の合計約1億156万人に対して行われた。
- ③ その後、社会保険庁は、20歳以上55歳未満の者を対象として、
 - i) 基礎年金番号の付番の通知に対して複数の年金手帳記号番号を有するなど回答があった者（約916万人）及び
 - ii) 申出がなく社会保険庁が実施した名寄せ処理（コンピュータ処理により、基礎年金番号管理ファイルの3項目（カナ氏名、生年月日、性別）と、国民年金被保険者ファイル、厚生年金保険被保険者ファイル又は船員保険被保険者ファイルの3項目が完全に一致した年金記録を把握すること。）により基礎年金番号以外の年金記録を有すると思われるもの（約902万人）の合計1,818万人に対して照会を行い、平成18年度までに約1,253万人から回答を得て、基礎年金番号への統合を進めた（約927万人が統合。統合記録数は不明）。
- ④ また、一方で、受給権者の裁定請求、年金相談等の際に、本人に確認し、基礎年金番号に統合されていなかった年金記録の基礎年金番号への統合が進められた。
- ⑤ この結果、平成18年6月1日現在で、約5,095万件（該当人数は不明）が基礎年金番号に結びつかない記録として残った。

委員会は、この約5,000万件の未統合の記録が発生した経緯、原因等を探る目的で、サンプル調査を実施した。

この調査で抽出したサンプル数は、7,840件あり、以下、調査の結果について述べる。

さらに、サンプルの記録の内容について、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）上の記録や年金記録管理システムのオンライン上の記録などと照合し、分析した結果は、以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> 住基ネットと照合した結果、生存の可能性が高いことが判明した者の記録 (うち、オンラインで検索した結果、氏名、生年月日、性別が同じであって基礎年金番号がある者の記録) ① (番号は下記グラフに対応。以下同じ。) (うち、オンラインで検索した結果、氏名、生年月日、性別が同じであるが基礎年金番号がない者の記録) ② 	<p>33.6% (25.6%) (8.0%)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 死亡が判明した者等の記録、年金受給の対象とならないと考えられる記録及び基礎年金番号に統合済みの記録 (うち、死亡が判明した者等(オンライン上死亡が判明した者、生存している国内最高年齢者の年齢を超える者並びにその他の年金記録と照合した結果死亡の可能性が高い者及び住基ネットと照合した結果過去5年以内に死亡した可能性の高い者)の記録) ③ (うち、年金受給の対象とならないと考えられる記録(全期間脱退手当金等を受給した者の記録、厚生年金保険の加入期間や国民年金の納付期間のない者の記録)) ④ (うち、平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録) ⑤ 	<p>27.9% (15.5%) (8.5%) (3.9%)</p>
<ul style="list-style-type: none"> その他 (婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録、オンラインへの入力ミスなどがあったと考えられる記録、平成14年8月以前に死亡したと考えられる者の記録等) 	<p>38.5%</p>



○約 1,430 万件のコンピュータ未収録の厚生年金保険記録

社会保険庁によれば、約 1,430 万件の記録とは、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 29 年 4 月 1 日以前に失い 34 年 3 月 31 日までに再取得していない者に関する被保険者台帳であって、磁気テープに収録されず、マイクロフィルムにより管理されている記録の 62 年 3 月時点の件数である。

約 1,430 万件に係るサンプル調査は、その記録の内容等を調査する目的で、2,700 件のサンプルを抽出し実施した。

サンプルの記録の内容について、オンライン上の記録や住基ネットと照合し、分析した結果は、以下のとおりである。

・ オンラインに収録済みの者の記録	15.2%
・ 住基ネットと照合した結果、生存の可能性の高いことが判明した者の記録	4.1%
・ 死亡が判明した者等（マイクロフィルム上死亡が判明した者、生存している国内最高年齢者の年齢を超える者及び住基ネットと照合した結果過去 5 年以内に死亡した可能性の高い者）の記録	5.0%
・ 年金受給の対象とはならないと考えられる記録（全期間脱退手当金等を受給した者の記録、加入期間のない者の記録）	11.3%
・ その他	64.4%

○約 36 万件のコンピュータ未収録の船員保険記録

社会保険庁によれば、約 36 万件の記録とは、船員保険の被保険者資格を昭和 25 年 4 月 1 日以前に失った者の台帳であって、磁気テープに収録されず、マイクロフィルムにより管理されている記録の 62 年 3 月時点の件数である。

約 36 万件に係るサンプル調査は、その記録の内容等を調査する目的で、1,000 件のサンプルを抽出し実施した。

サンプルの記録の内容について、オンライン上の記録や住基ネットと照合し、分析した結果は、以下のとおりである。

・ オンラインに収録済みの者の記録	60.3%
・ 住基ネットと照合した結果、生存の可能性の高いことが判明した者の記録	1.4%
・ 死亡が判明した者等（マイクロフィルム上死亡が判明した者及び住基ネットと照合した結果過去 5 年以内に死亡した可能性の高い者）の記録	1.0%
・ 年金受給の対象とはならないと考えられる記録（全期間脱退手当金等を受給した者の記録、加入期間のない者の記録）	2.2%
・ その他	35.1%

<p>住民基本台帳法</p>	<p>別表省令</p>
<p>別表第一 (第三十条の七関係)</p> <p>提供を受ける 国の機関又は 法人</p> <p>七十三 社会 保険庁</p> <p>船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>事務</p>	<p>76 法別表第一の七十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>二 被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>三 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</p> <p>四 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>五 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>六 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>七 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2、75 (略)</p> <p>(法別表第一の総務省令で定める事務)</p>

七十四 社会
保険庁

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための前号の規定により確認した情報の提供

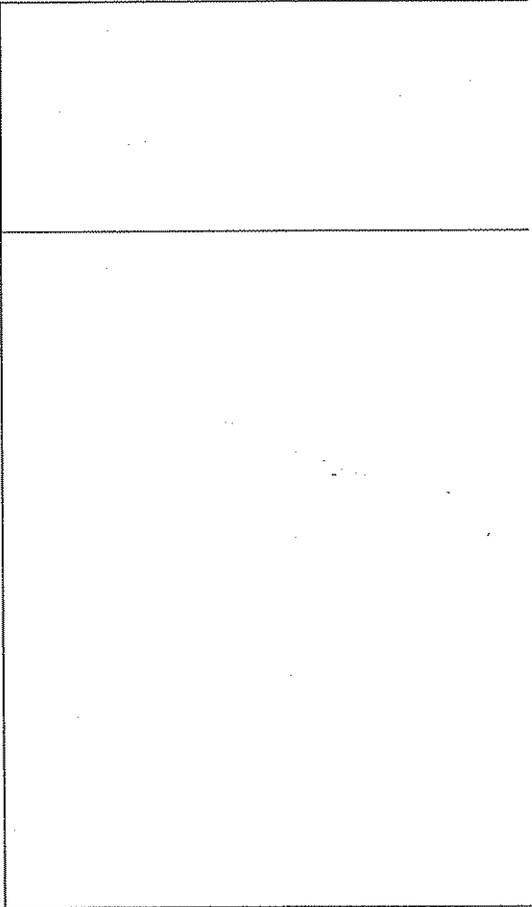
77 法別表第一の七十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 二 被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 三 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 四 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 六 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 七 年金である給付若しくは確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）による年金である給付（厚生年金基金から移行した確定給付企業年金に係るものに限る。）の支給又はそれらの給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための前号の規定により確認した情報の提供
- 八 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第六号の規定により確認した情報の提供

国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

80 法別表第一の七十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 被保険者の資格の取得の届出を行う者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認
- 二 被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 三 被保険者に係る届出に関する被保険者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である給付の受給権の確認又はその給付に関する情報の提供若しくは相談の実施のための第一号又は前号の規定により確認した情報の提供
- 五 国民年金基金の加入員又は加入員であつた者の資格の確認のための第一号又は第三号の規定により確認した情報の提供
- 六 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）に規定する農業者年金の被保険者の資格の確認のための第一号又は第三号の規定により確認した情報の提供
- 七 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による資金の貸付けに係るあつせんのための第一号又は第三号の規定により確認した情報の提供
- 八 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 九 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 十 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査



- 十一 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 十二 年金である給付又は確定拠出年金法第二条第三項に規定する個人型年金による給付の支給のための前号の規定により確認した情報の提供
- 十三 独立行政法人農業者年金基金法による年金である給付の支給のための第十一号の規定により確認した情報の提供
- 十四 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第十一号の規定により確認した情報の提供

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

（平成19年11月 税制調査会）

7. 納税環境整備

(1) 基本的考え方

税制の簡素化、納税者の利便や予測可能性の向上を図り、国民が安心感を持って円滑に納税できる環境を整備することや、租税回避や脱税の防止に向けて有効な施策を講じることは、税制に対する国民・納税者の信頼向上につながり、公正な税制を実現していく上で大きな意義を有している。

(2) 納税者利便の向上、課税の適正化

国民が納税を行うに際し、より身近に利便性とサービスの向上を実感できる環境を整えるため、電子申告・電子納税の普及に向けた取組み等を一層推進していくことが重要である。さらに、住基ネットを通じて税務当局が本人確認情報の提供を受けられることができれば、納税者の手間が省けるとともに、簡素で効率的な政府の実現に資することから、そのための体制を構築することが望ましい。

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、納税の利便性を向上させるとともに、徴収事務の効率化を図る観点から、制度を整備すべきである。

また、これまで様々な納税環境の整備に取り組んできた11が、大口・悪質な脱税事件等は後を絶たず、適正・公平な課税を求める国民の期待は高まっている。今後、昨今問題となっている外国為替証拠金取引（FX 取引）に関し、新たに支払調書の提出を求めるなど、引き続き、制度・執行の両面における取組みを強化すべきである。